



県政報告
1

「千葉県いじめ防止対策推進条例案」のパブリックコメントを行います!

千葉県における平成24年度のいじめ認知件数は、前年度比1万3000件増(約2.8倍増)の2万687件となっています。県内のいじめの発生状況はとても多いことが分かります。

平成24年12月定例県議会において、私はいじめ対策の強化と条例制定の必要性を訴え、これを受け平成25年1月、自民党会派教育研究会内に「いじめ防止対策プロジェクトチーム」が発足しました。

以降、プロジェクトチームの事務局長として、

教育関係者からのヒアリング、大津市等の視察、調査研究及び骨子・条文案の作成など、条例制定に向けた取組を行ってきました。

そして今回、千葉県いじめ防止対策推進条例案(以下「条例案」といいます。)の平成26年2月定例県議会での成立を目指し、自民党会派で皆様からの意見募集(パブリックコメント)を行います。

都道府県レベルでは同種の条例はまだありません!

皆様からの御意見を心よりお待ちしております!!

パブリックコメントはこちらから

☆期間: 平成25年12月26日から平成26年1月20日

☆場所: 自民党千葉県連合支部のホームページ

アドレス: <http://www.chiba-jimin.jp/> 「千葉」「自民党」で検索ヒット

※学生の皆さんも是非応募して下さい!

県政報告
2

条例案の特徴について ~PT事務局長の視点から~

条文策定の実作業に携わった私の視点でポイントを整理してみました。

県条例案の特徴

- ★県いじめ防止基本方針の制定。
- ★市教委を構成員に含めた千葉県いじめ問題対策連絡協議会の設置。
- ★県教委にいじめ対策調査会を設置(県立学校での重大事態の調査等)。
- ★相談体制の充実(いじめ対応における先生の孤立化も防ぐ)。
- ★スクールカウンセラー等の確保及び適切かつ充分な配置。
- ★増加している「ネットいじめ対策」の推進。
- ★重大事態につき、県立学校で発生した場合の他、県立学校以外で発生した場合の対応も整理(県外の学校に通学する児童等のケースも含む)。
- ★法が規定する場合以外にも、学校設置者と連携の下、知事が重大事態への対応に必要な調査等を行うための調査機関を設置することを別に定めることが可能。